

人材紹介に関する業務委託契約書

株式会社〇〇（以下、「甲」という）と株式会社 Branding Engineer（以下、「乙」という）とは、乙から甲に対して行われる人材紹介の手数料等に関して、以下の通り契約を締結する。

第1条（人材紹介の委託）

甲は、社員採用に関して、乙に人材の紹介を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（候補者の紹介）

乙は、甲が採用する求人要件に該当し、かつ候補者本人が応募を承諾した場合に、人材を紹介する。

第3条（甲の責務）

甲は、本件業務として乙から人材紹介を受けた場合、乙が甲に紹介した人材（以下、「候補者」という）に対して、エントリーシートの提出、面接、筆記試験等の方法により選考を行うものとする。

第4条（紹介手数料）

1. 甲は、乙が実施した人材の紹介の対価（以下、「紹介手数料」という）として、候補者が甲に採用された場合、甲は以下のとおり乙に対し紹介手数料を支払うものとする。但し、振込払いによる手数料は甲の負担とする。なお、個別契約書や覚書などにより甲乙の事前の合意がなされた場合、その内容が優先される。
 - (1) 紹介手数料について
本人の理論年収の〇〇%（消費税別）とする。
理論年収の定義については、「理論年収＝月額固定給×12か月＋賞与」と定める。
但し、月額固定給＝「基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他毎月固定で支払われる諸手当」とし、通勤交通費及び時間外・休日・深夜労働手当は含まれないものとする。
年俸制の場合は、年俸額をもって理論年収とする。
 - (2) 支払い時期
候補者が甲に入社した日の属する月末を締め日とし、翌月末日払いとする。
2. 甲は、乙が候補者を紹介した日より1年間は、乙を経由せず甲又は甲の関連会社への候補者の採用を行った場合には、前項に基づく紹介料を支払うものとする。

第5条（紹介手数料の返還）

甲に採用された候補者が、甲に採用された日から起算して次項に定める期間に当該候補者の一身上の都合で退職した場合及び当該候補者の責によるべき事由により退職した場合、当該候補者の退職後速やかにその事実を乙に連絡するものとする。また、乙は前条第1項に基づき既に甲から受領した当該候補者についての紹介手数料の一部を次項に従って、退職があった日の属する月の翌月末日までに甲の指定する銀行口座に返金するものとする。

- ・1か月以内の退職：紹介手数料の50%
- ・1か月超2か月以内の退職：30%
- ・2か月超3か月以内の退職：10%

第6条（責任）

甲は、職務経歴書その他の応募書類は、当該候補者の責任において作成するものであることを確認し、候補者を甲自ら選考のうえ、適当と認めた場合には、甲の責任において当該候補者と雇用契約等を締結する。乙は、甲に対し、明示的にも黙示的にも一切の保証を行わず、雇用の可能性のある候補者の紹介という責任を超えるいかなる責任も負わないものとする。

第7条（損害賠償）

甲及び乙は、故意又は過失により相手方に損害を与えたときは、直接かつ現実的に生じた損害（特別損害、間接損害、付随的損害、逸失利益及び弁護士費用を除く。）について当該相手方に対して損害の賠償をする責任を負うものとする。但し、損害賠償額の総額は、本契約に基づき甲が支払うべき紹介手数料に制限されるものとする。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ、相手方に対して次の各号に定める事項を表明し、かつ将来にわたって相互に確約する。
 - (1) 自ら又は自らの役員（事実上の役員、実質的に経営権を有する者を含む。以下同じ）、代理人もしくは媒介をする者が、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他の反社会的勢力（反社会的勢力でなくなったときか

ら5年を経過しない者を含み、以下「反社会的勢力」と総称する)に該当しないこと

- (2) 自ら及び自らの役員が、反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 自ら及び自らの役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与しないこと
 - (4) 自ら及び自らの役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係その他密接な関係や交流を有しないこと
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いたり、自身もしくは自身の関係者が反社会的勢力もしくはその関係者である旨を伝えたりせず、相手方の名誉や信用を毀損もしくは毀損するおそれのある行為をせず、また、相手方の業務を妨害もしくは妨害するおそれのある行為をしないこと
2. 甲及び乙は、前項各号に違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、ただちに相手方に通知するものとする。
 3. 甲又は乙の一方について、第1項各号に違反したと合理的に疑うべき事情が判明し、それに対して合理的な説明がなされない場合には、相手方は、何らの催告を要せずして、本契約及び甲乙間の一切の契約ないし合意を解除することができる。
 4. 前項の規定により甲乙間の契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った一切の損害を賠償するものとする。
 5. 第3項の規定により甲乙間の契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第9条 (機密情報)

1. 甲及び乙は、本件業務に関して相手方が予め秘密である旨を明示して開示した相手方の業務上の秘密に属する情報(口頭での開示の場合は、遅滞なく書面又は電子メールで秘密である旨を明示したものに限り)を秘密として厳重に管理するものとし、書面による相手方の事前の承諾を得ないで第三者に開示もしくは漏洩し、本契約履行の目的以外に使用し、又は第三者に使用させる等の行為をしてはならない。但し、次の各号の一に該当するものは、本条における秘密情報から除外されるものとする。
 - (1) 開示された時点で、既に公知・公用のもの。
 - (2) 開示された後、自己の責によらずに公知・公用となったもの。
 - (3) 開示された時点で、既に自ら所有していたもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手したもの。
 - (5) 知得した後、知得した情報とは関係なく、独自に創出したもの。
2. 甲及び乙は、書面による相手方の同意を得ないで秘密情報を第三者に開示してはならない。但し、以下の各号に定める者に限り開示することができる。
 - (1) 本業務のために必要な範囲における、親会社、子会社、兄弟会社、その他関連会社、自己及び関連会社の役員及び従業員(但し、本業務のために客観的かつ合理的に必要な範囲の秘密情報に限る。)
 - (2) 自己及び関連会社が依頼する弁護士、公認会計士等の法律上の守秘義務を負う専門家
 - (3) 甲及び乙が書面により承諾した第三者(但し、当該第三者が本契約における受領者の義務と同等の義務を課すことを条件とする。)
3. 甲及び乙は、裁判所又は行政機関の命令等その他法令等に基づき開示を義務付けられたときは、秘密情報を開示することができる。
4. 甲及び乙は、業務の履行上合理的な必要性がある場合には、秘密情報を複写、複製することができる。

第10条 (個人情報の保護)

甲及び乙は、乙が紹介した人材に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩することを禁止し、守秘義務を負う。

第11条 (解除)

1. 甲及び乙は、相手方が以下の各号のいずれか一つにでも該当する場合には、相手方に何らの通知、催告を要せず、本契約の全部又は一部について解除することができる。なお、本条の規定は損害賠償の請求を妨げない。
 - (1) 本契約の定めに違反し、相手方からは正の催告を受けたにもかかわらず相当期間内に当該違反を是正しないとき
 - (2) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産、会社更生、民事再生その他法的倒産手続開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
 - (4) 監督官庁より営業停止、又は営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
 - (5) 資本減少、営業の廃止もしくは変更、又は解散の決議(法令に基づく解散も含む)をしたとき、あるいは清算その他の法的清算手続に入ったとき。
 - (6) 手形又は小切手を不渡りとしたとき。その他支払停止又は支払不能状態に至ったとき。
 - (7) 信用状態が悪化し、又は悪化のおそれがあると客観的に認められるとき。

(8) その他前各号に準じる事由が生じたとき。

2. 甲又は乙は、前項各号のいずれか一つにでも該当する場合には、相手方から何らの催告がなくとも、相手方に対する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

第12条（契約の期間・存続条項）

1. 本契約の有効期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからの契約の終了の意思表示がなされないとき、本契約は引き続き1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 甲及び乙は、本契約が終了し、又は解除された場合であっても、第4条（紹介手数料）、第5条（紹介手数料の返還）、第6条（責任）、第7条（損害賠償）、第8条（反社会的勢力の排除）、第9条（機密保持）、第10条（個人情報の保護）、第12条（契約の期間・存続条項）、第13条（権利義務譲渡の禁止）、第15条（専属的合意管轄）については、効力が存続するものとする。

第13条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約から生ずる権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、又は承継させてはならない。

第14条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の規定について疑義が生じた場合には、甲乙が誠意をもって協議するものとする。

第15条（専属的合意管轄）

本契約に関する事項の一切は日本法を準拠法とし、同法に従って解釈され、本契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、又はこれに代わる電磁的处理を施し各1通を保有する。

年 月 日

甲：

乙：東京都渋谷区渋谷 2-22-3 渋谷東口ビル 6F
株式会社 Branding Engineer
代表取締役 CEO 河端保志
代表取締役 COO 高原克弥
有料職業紹介事業許可番号 「13-ユ-30726 1」